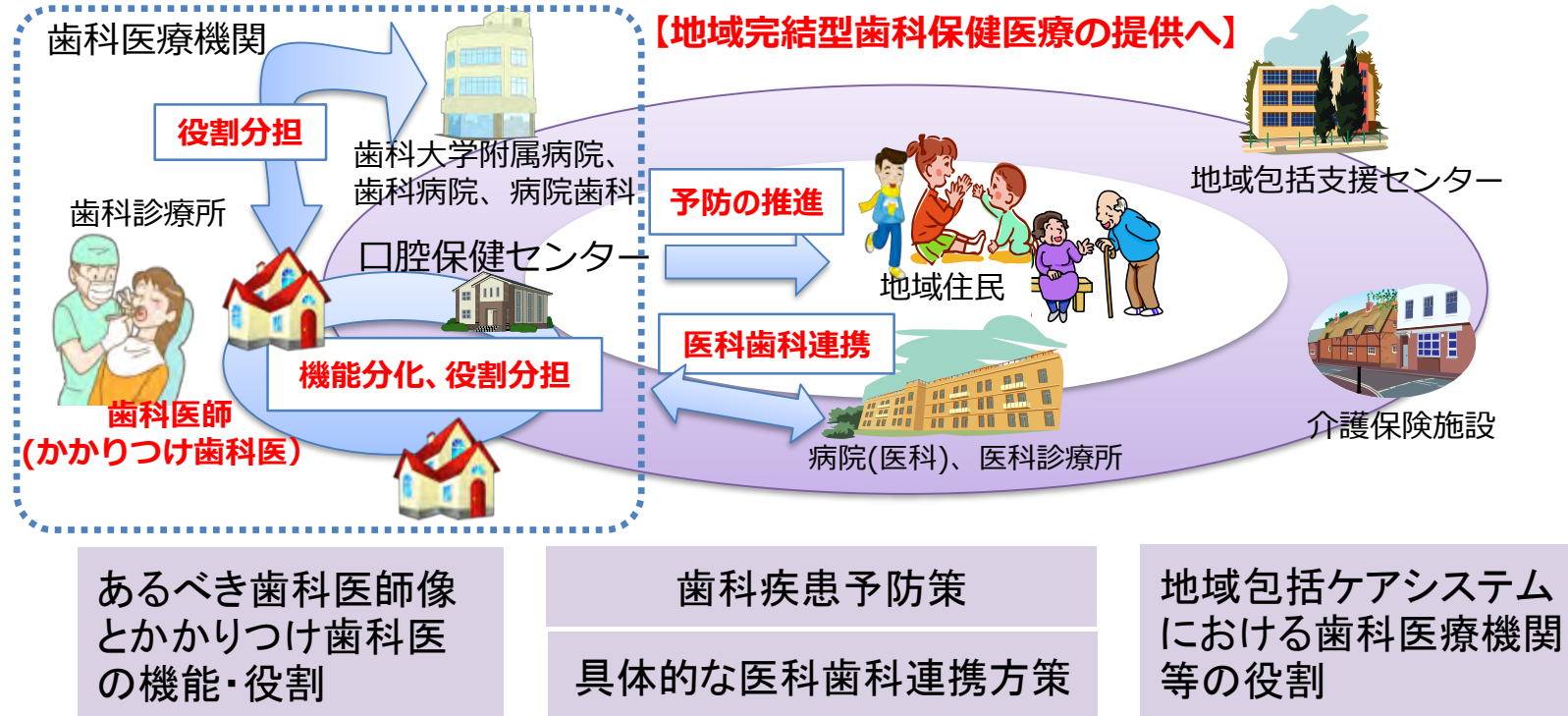


令和3年2月19日

高齢化の進展や歯科保健医療の需要の変化を踏まえた、これからの歯科保健医療の提供体制について、歯科医療従事者等が目指すべき姿を提言したものの。

歯科保健医療の需要と提供体制の目指すべき姿(イメージ図)



◆ 歯科医師の資質向上等に関する検討会

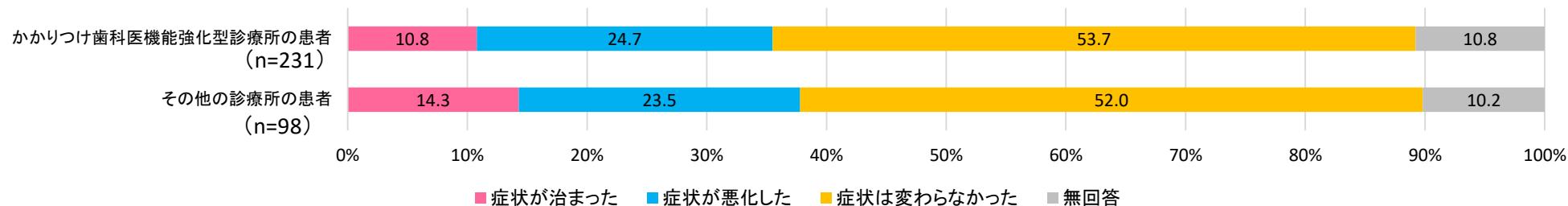
(平成27年1月～座長:江藤一洋(医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長))

<趣旨>小児のう蝕罹患率の低下や8020達成者の増加、高齢化の進展に伴う歯科医療機関を受診する患者像の高齢化・多様化等の状況に鑑み、国民のニーズに基づき質の高い歯科医療を提供すること等を目的として、歯科医師の資質向上等に関する事項について総合的に議論を行う。

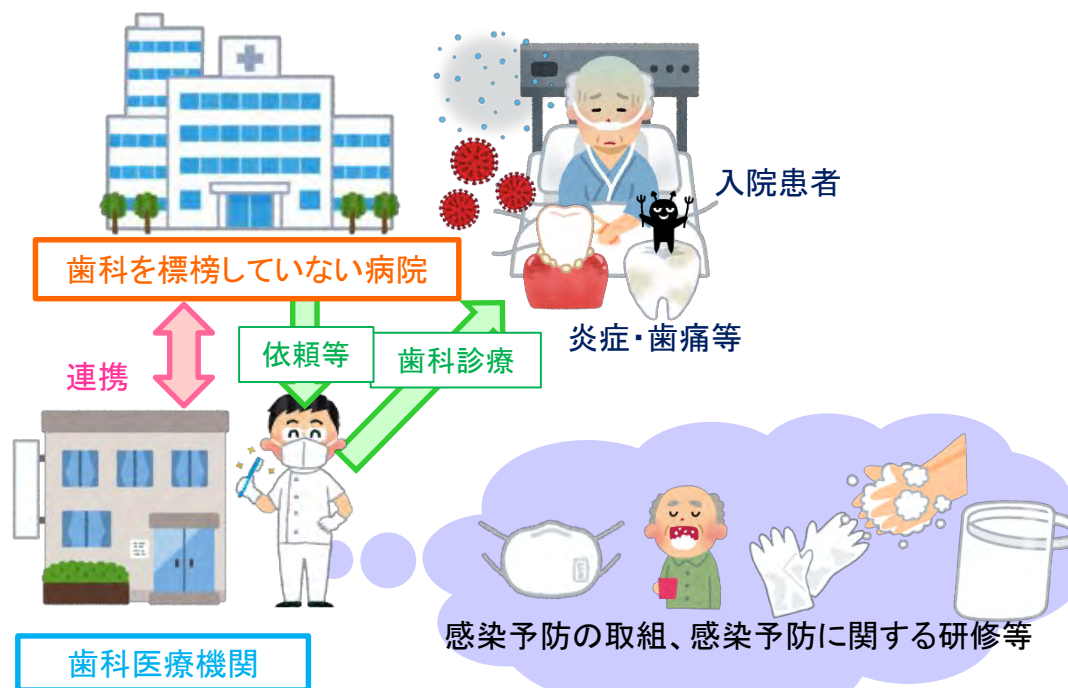
歯科を標榜していない病院の入院患者に対する歯科医療の提供

○ 新型コロナウイルス感染症の患者は、医科医療機関で治療が行われるが、炎症・疼痛等を伴う歯科疾患が生じた際には、医科医療機関からの依頼等に即応した歯科医療の提供が行われる体制を構築しておく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響で「受診したかったが我慢した」と回答した患者が、受診を控えた結果



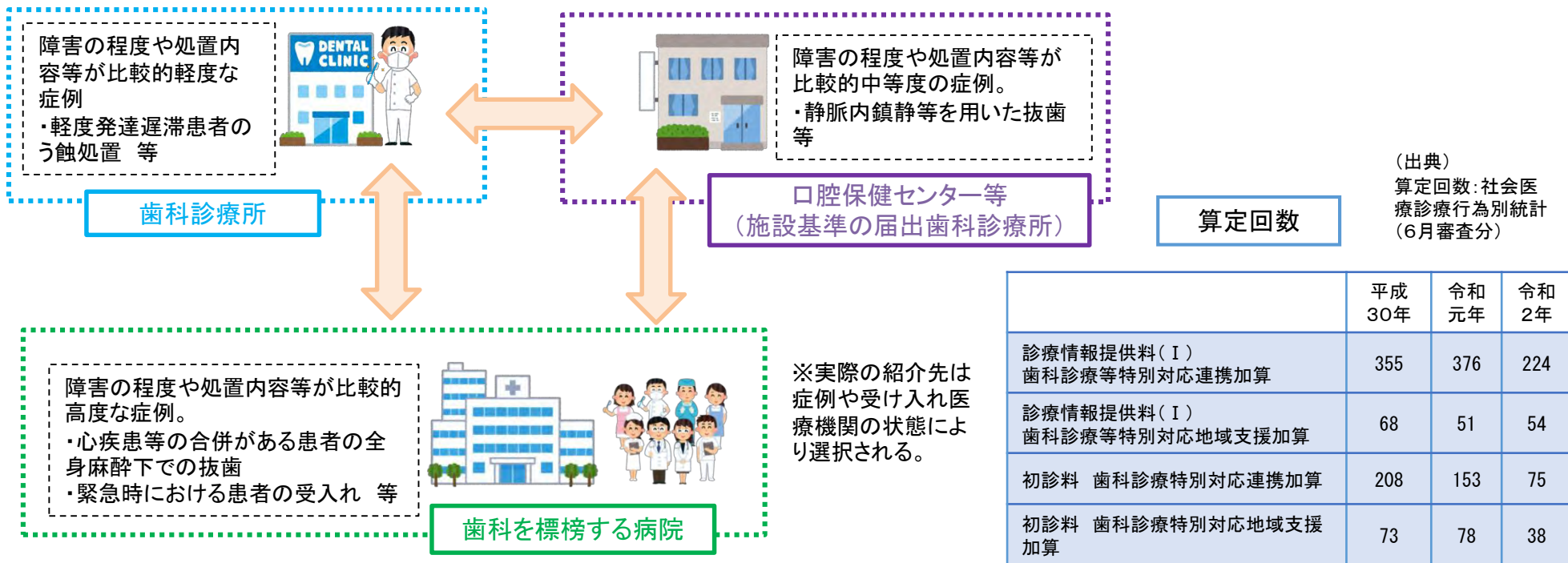
出典：令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（令和3年度調査：かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所）



障害者歯科診療に係る評価の変遷

	概要
S49.2	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身障害者加算」新設 → 精神的欠陥又は肉体的障害を有している者であるため、著しく歯科診療が困難な者を診察した場合の初再診料の加算
H6.4	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身障害者加算」が「障害者加算」に名称見直し
H12.4	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者加算」の対象者の要件見直し → 著しく歯科診療が困難な障害者について ・脳性麻痺等で身体の不随運動や緊張が強く体幹の得られない状態 ・知的発達障害により開口保持が出来ない状態や治療の目的が理解できずに治療に協力が得られない状態 ・重症の喘息患者で頻繁に治療の中断が必要な状態 ・これらに準ずる状態 ・「初診時歯科診療導入加算」新設 → 歯科治療の環境に円滑に対応できるための方法(Tell-show-do法)を用いた場合の初診時の加算
H22.4	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者歯科医療連携加算」新設 → 障害者加算を算定した患者を紹介され受け入れた医療機関の初診料の加算
H24.4	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者加算」の名称の見直し及び対象者の明確化 → 障害者加算を歯科診療特別対応加算に名称変更 ※加算の対象者である、著しく歯科診療が困難な者の例示として、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、歯科診療に際して家族等の援助を必要とする状態」を明確化
H26.4	<ul style="list-style-type: none"> ・「歯科診療特別対応連携加算」の施設基準の見直し → (1)口を「歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した外来患者の月平均患者数が十人以上であること」に変更

障害者歯科医療における連携



① B009 診療情報提供料(I) 注6に係る加算 100点

[対象施設] 歯科診療特別対応連携加算(以下、歯特連)の届出を行っていない保険医療機関

[算定要件] 歯科診療特別対応加算又は歯科訪問診療料を算定している患者について、歯特連又は地域歯科診療支援病院歯科初診料(病初診)の届出歯科医療機関等に紹介を行った場合に加算

② B009 診療情報提供料(I) 注7に係る加算 100点

[対象施設] 歯特連又は病初診の届出を行っている保険医療機関

[算定要件] 歯科診療特別対応加算を算定している患者について、歯特連の届出を行っていない保険医療機関に対して患者の紹介を行った場合に加算

③ A000 初診料 注10 歯科診療特別対応連携加算 100点

[対象施設] 歯特連又は病初診の届出を行っている保険医療機関

[算定要件] 他の診療所において歯科診療特別対応加算を算定した患者に対して、文書による診療情報提供を受けて、外来で初診を行った場合に加算

④ A000 初診料 注11 歯科診療特別対応地域支援加算 100点

[対象施設] 歯特連の届出を行っていない保険医療機関(診療所に限る)

[算定要件] 歯特連の届出を行っている保険医療機関において歯科診療特別対応加算を算定した患者に対して、文書による診療情報提供を受け、外来で初診を行った場合に加算

歯科診療特別対応連携加算の施設基準

歯科診療特別対応連携加算の施設基準(告示)

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。

ロ 歯科医療を担当する診療所である保険医療機関であり、かつ、当該保険医療機関における歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した外来患者の月平均患者数が十人以上であること。

(2) 歯科診療で特別な対応が必要である患者にとって安心して安全な歯科医療の提供を行うにつき十分な機器等を有していること。

(3) 緊急時に円滑な対応ができるよう医科診療を担当する他の保険医療機関(病院に限る。)との連携体制(歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う病院である保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制)が整備されていること。

届出医療機関数

	平成30年	令和元年	令和2年
	776	807	836

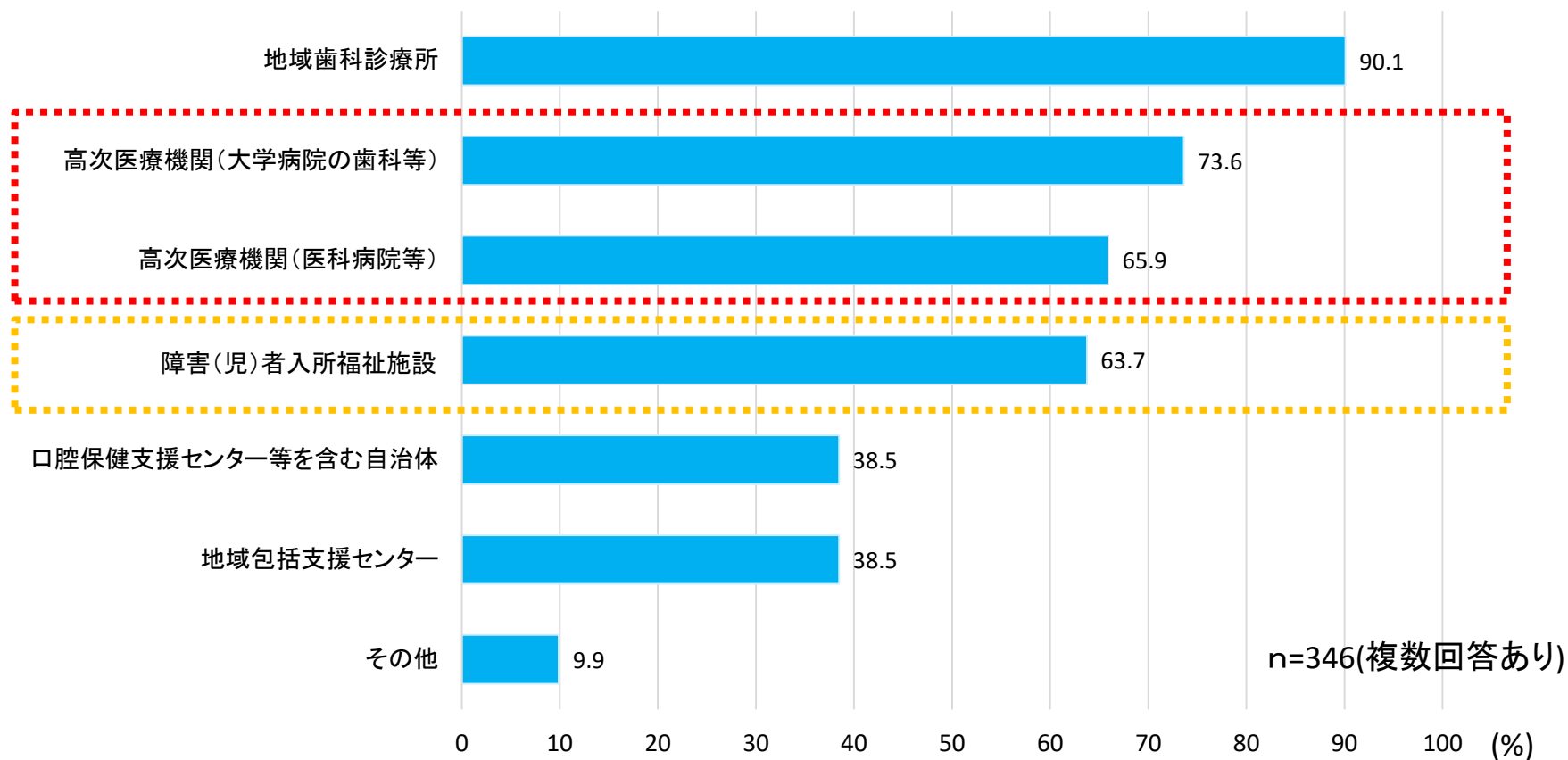
(出典)
医療課調べ(令和2年7月1日時点)



障害者の歯科治療や夜間・休日診療等を行っている歯科診療所 (いわゆる口腔保健センター等)が障害者診療において連携を図っている施設や機関

- 口腔保健センターが連携する施設としては、地域歯科診療所が90.1%で最も多く、次いで、高次医療機関(大学病院の歯科等)が73.6%、高次医療機関(医科病院等)が65.9%の順であった。
- 障害(児)者入所福祉施設は63.7%であった。

どのような施設と連携をとっているか。



出典: 令和2年度厚生労働科学研究「障害者等への歯科保健医療サービスの提供状況の把握及びその提供体制構築のための調査研究」

障害者の歯科治療における病院（歯科標榜）と地域の歯科診療所等との役割分担、連携等

- 障害者の歯科治療における地域の歯科診療所や歯科医師会との役割分担、連携について、行っていると回答した歯科標榜のある病院は、48.6%であった。
- 役割分担、連携を行っている場合の内容としては、回答の多かった順に、「診療内容によらず、地域の歯科診療所からの紹介患者の受入」（79.2%）、「主に口腔外科処置が必要な患者の受入」（73.6%）、「静脈内鎮静、全身麻酔又は入院による歯科治療が必要な患者の受入」（66.7%）であった。

